

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

46期

消費者事件というものを知った 私の原点

会員 大迫 恵美子（46期）



研修所での修習

私の修習は、1992年4月から1994年の3月までである。この46期は、湯島の研修所で前期と後期の両方を過ごした最後の期になる。

前期修習の思い出は、平凡な話だが、民事裁判の授業での苦労である。要件事実論は、研修所だけで伝授される法曹の秘儀のようなものだが、当時はわかりやすい教科書もなく、なかなか頭に入らなかった。もっとも、今になれば、要件事実論の大切さはよく分かる。新しい法律が次々できる中で、覚束ないながらも、何とか訴状の恰好を整えようとすれば、昔の要件事実の知識だけが頼りである。もっときちんと勉強しておくべきだったと悔やんでいる、というのも平凡な話であろうが。

消費者問題をはじめて知った弁護修習

実務修習地は東京で、最初は、弁護修習であった。実は、私は、その年の秋に出産の予定であったため、なかなか引き受け手がなく、最後に当会の春日寛弁護士が、引き取って下さったと聞いている。

その頃、春日寛弁護士は、2万人以上の被害者を出した、茨城カントリークラブのゴルフ会員権被害事件の全国弁護団団長をされていた。茨城カントリークラブ事件とは、ゴルフ会員権ブームに目をつけた首謀者が、新たなゴルフ場を開発して、2万4500口の会員権を売ったという事件であった。2万人を越える

会員がいると、実際にゴルフをしようとしても、予約が数年先でないと入らない。これでは会員権の意味がない。それを、「必ず値上がりします。」と言って売った詐欺商法であった。

始めて見る消費者事件は、多数の被害者の事件を効率的に処理する工夫に満ちていた。陳述書を定型のアンケート方式にしたり、数人の被害者を1つのグループにまとめて事件1件とし、着手金を頭割りにしたりと、多くの人が被害回復を求めやすくされていた。大変感銘を受け、その後、弁護士になってから、消費者弁護士を志すことになった。そうであるのに、その後、すぐ、産休に入ったうえ、出産祝いまでいただき、春日寛弁護士には、大変なご迷惑をおかけしてしまった。お詫びと感謝の言葉をお伝えしたい。

その他の実務修習

出産後の修習は、記憶の全てが赤ん坊中心で、心許ない限りである。夜中、2時間半おきに授乳しながら睡眠をとる状態では、昼間の証人尋問も、目を開けて座っているのが精一杯であった。しかし、弁護士志望の私にとって、裁判所も検察庁も、全てを吸収して帰りたい、将来の仕事に必要な情報の宝庫であったから、可能な限り指導官や職員の方々とお話しするよう努めていた。失礼な質問をして、叱られたことも何度もあったが、大変役に立つことをたくさん教えて頂いた。全ての皆様に感謝申し上げたい。